

# 輸出禁止・輸出制限技術目録の 実務上のポイント

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報  
専門家による政策解説～

2021年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

海外調査部

**【免責条項】**

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。  
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

前編では、「輸出禁止・輸出制限技術目録」の概要について解説しました。後編では、実務上のポイントを中心に紹介します。

## 1. 輸出管理法による規制との関係

基本的には、「技術輸出入管理条例」（以下、「本条例」）および「輸出禁止・輸出制限技術目録」（以下、「本目録」）の規制対象は技術全般であり、その一方で安全保障が主な目的である「輸出管理法」の規制対象は両用品目等およびその関連技術であるという整理は、前編でご紹介したとおりです。より詳しくは以下のとおりです。

### (1) 規制対象となる輸出行為（原則として契約ベースの管理を想定）

「本条例」では、規制対象となる技術の輸出行為について、「中国国内から国外に向けて、貿易、投資または経済技術協力の方法により、技術を移転する行為」と規定し、特許権・特許出願権の譲渡、特許の実施許諾、技術ノウハウの譲渡、技術サービスおよびその他の方式による技術移転を含むとしています（2条）。

輸出される技術が「輸出制限技術」に該当する場合は当局の許可（「技術輸出許可意向書」および「技術輸出許可証」が発行されます）が必要となりますが、こうした許可は、いずれも技術輸出契約の交渉、締結、履行の各プロセスに対する許可となっています。つまり、「本条例」による規制は、経済活動における技術輸出を念頭に行われており、技術輸出に関して、中国内の技術輸出事業者と国外の輸出先事業者の間でライセンスや許諾の付与等、何らかの契約を締結していることが原則、と想定されています。

一方、「輸出管理法」による規制は、管理品目および関連技術の中国内から国外への移転、または中国企業や中国公民等から外国企業や外国個人等に対する提供が規制対象とされています。したがって、技術輸出については、必ずしも貿易、投資または経済技術協力の方法により、技術を移転する行為に限定されていません。

### (2) 二重適用の可能性

両用品目および関連技術について、「本条例」は、「核関連技術、核両用品関連技術、管理規制化学品生産技術、軍事技術等輸出管理対象技術は、関連の行政法規に基づき処理する」と規定しています（42条）。また、2020年8月に「本目録」を改正する際の公告においても、両用品に関しては、「輸出管理規制により管理する」と明記されています。

ただし、一部のケースでは、「輸出管理法」および「本条例」による輸出規制の両方が適用される可能性があります。たとえば、「本目録」で規定している技術には、「第3代および第4代原子力発電設備および材料技術」「量子暗号技術」「ドローン技術」等の技術も含まれています。これら技術は、必ずしも両用品目関連技術または軍事技術等に該当しなくても、「輸出管理法」で規定する最終ユーザーの管理リストに記載される輸出先に輸出する可能性も考えられます。

こうした二重適用となる場合の技術輸出に対する許可取得の手続き等は、現段階において、必ずしも明確ではありません。「本条例」では、輸出制限技術を輸出するために、地方の商務主管部門に対して輸出許可を申請し、「技術輸出許可意向書」および「技術輸出許可

証」を取得する必要があるとしております。一方「輸出管理法」では、管理リスト<sup>1</sup>に掲載された輸出先に対して輸出を行うためには、商務部に対して許可を申請する必要があると規定しています。このため二重に許可申請手続を行うことが必要となる可能性は否定できません。今後の関連立法や、許可手続き関連の実務について引き続き注目する必要があります。

## 2. 輸出制限技術の輸出許可手続き

輸出制限技術の輸出許可手続は、「輸出禁止・輸出制限技術管理規則」<sup>2</sup>に詳しく規定されています。また、商務部は2021年6月に「技術輸出入業務ガイドライン」<sup>3</sup>を公表し、提出書類等の具体的な内容を開示しています。輸出制限技術の輸出許可手続きのプロセスは次ページの図をご参照ください。

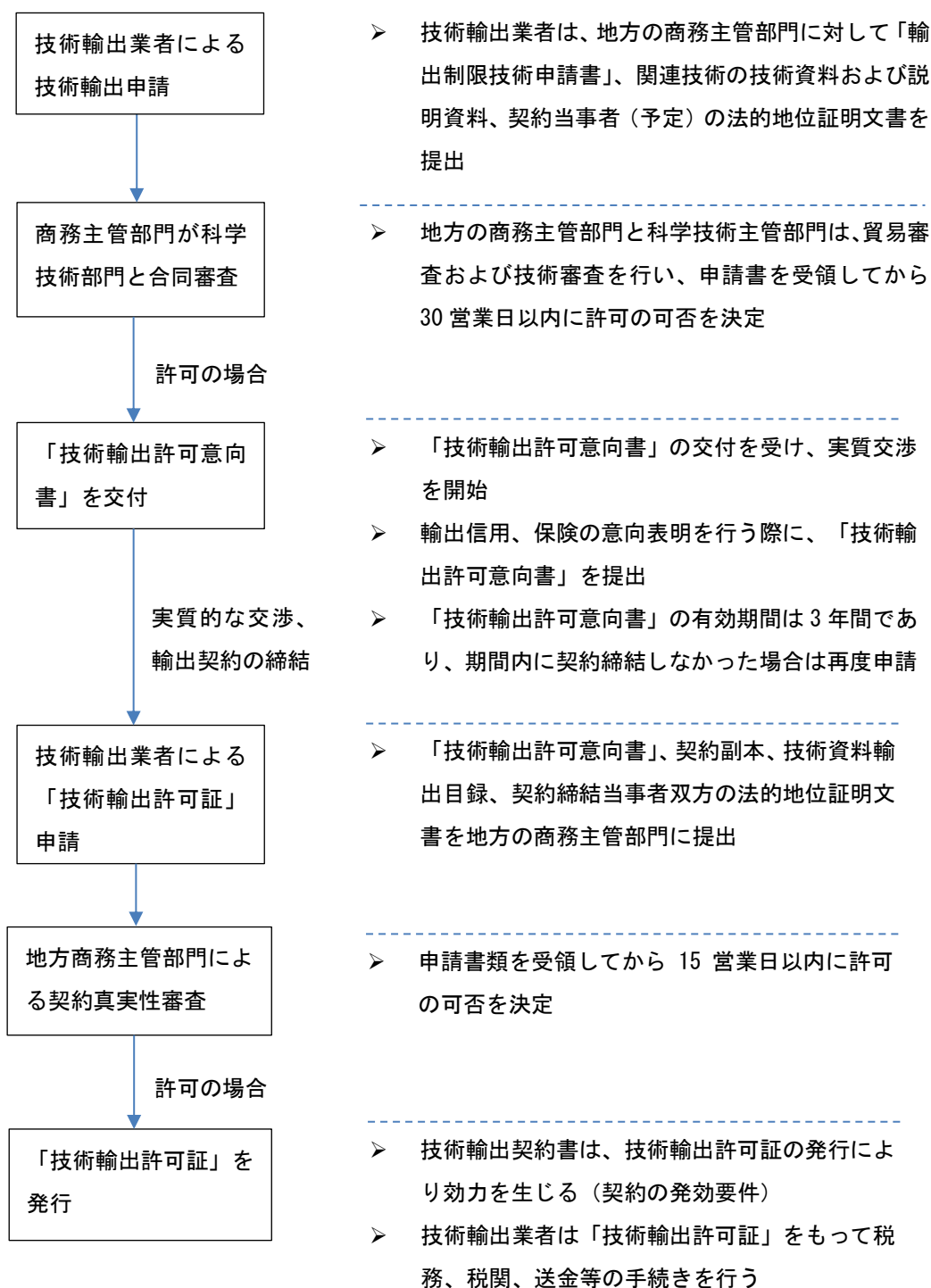
---

<sup>1</sup> 「輸出管理法」18条では、「輸出管理部門は、国家の安全および利益に危害を及ぼす恐れがある、または、テロリズムの目的に用いる等の事由に該当する輸出先事業者や最終ユーザーについて、管理リストを作成し、管理規制品目の輸出禁止、制限等の措置を取ることができる」と規定しています。

<sup>2</sup> 商務部、科学技術部令2009年2号、2009年4月20日公布、2009年5月20日施行

<sup>3</sup> 商務部・商業貿易サービス業司2021年6月公布。法的拘束力はありませんが、実務上の重要な参考指針になります。

図 輸出制限技術の輸出許可手続きの流れ



本図のとおり、技術輸出経営者が地方商務主管部門（省レベルの商務局）に対して「輸出制限技術申請書」を提出し、技術輸出申請を行う場合、地方商務主管部門が地方科学技術主管部門と共同で、当該技術輸出について、貿易審査および技術審査を行った上、輸出を許可するかどうかを決定します<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 「輸出禁止・輸出制限技術管理規則」6条

貿易審査は、主に以下の3つの観点から審査がなされます<sup>1</sup>。

- (a) 中国対外貿易政策に合致し、かつ対外輸出に有利か
- (b) 中国の産業輸出政策に合致し、かつ国民経済発展の促進に有利か
- (c) 中国の対外的に約束した義務に合致するか

また、技術審査においては、主に以下の3つの観点から審査がなされます<sup>2</sup>。

- (a) 中国の国家安全を脅かすか
- (b) 中国の科学技術発展政策に合致し、かつ科学技術の進歩に有益であるか
- (c) 中国の産業技術政策に合致し、かつ大型プラント設備やハイテク製品の生産ならびに経済技術協力を推進することができるか

以上のとおり、いずれも広い政策的な視点からの審査が想定されており、審査部門による裁量の範囲は大きいと思われます。

また、国家機密技術に該当する場合は、輸出制限技術申請を行う前に、まず国家機密技術輸出審査手続きを経る必要があり、国家機密管理部門による認可を得て初めて輸出制限技術申請を行うことが可能です<sup>3</sup>。

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 石本 茂彦  
弁護士 鈴木 幹太  
中国律師 沈 暘

---

1 「輸出禁止・輸出制限技術管理規則」8条

2 「輸出禁止・輸出制限技術管理規則」9条

3 「輸出禁止・輸出制限技術管理規則」5条2項

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210047>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp